

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和8年7月17日第36回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・森山昭市
梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実・永浜三津子
鎌田正司・瀨脇嘉則

出席推進委員

遠藤智史・増野幸孝・松原浩則・平山信一郎
宮園隆行・池山久志・八汐栄一

3. 欠席委員

中崎和行

欠席推進委員

有留惣一郎

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請保留案件について

日程 第4 議案第2号 農地法第3条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明願いについて

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和8年第36回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、7番中崎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、1番有留推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、12番永浜委員、13番鎌田委員を指名します。

日程第2,「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請保留案件について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお願い致します。議案第1号, 農地法第3条申請保留案件について説明致します。所有権移転 件数1件, 筆数1筆, 面積〇,〇〇〇㎡, 地目は畑になります。譲渡人が〇〇〇〇さん, 譲受人が〇〇〇〇さんです。この案件は, 4月の定例総会, 議案第1号順位5で保留となりました案件です。調査において懸念点でありました違反転用であると思われる農地が, 6月の定例総会, 議案第4号順位3「非農地証明願ひ」において, 審議され許可されました。よって, 農地法第3条申請保留案件について, 委員の皆様の再ご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから, 採決します。議案第1号については, 許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請保留案件について」の所有権移転1件については, 許可することに決定しました。

次に日程第4, 議案第2号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の3ページをお願い致します。議案第2号, 農地法第3条申請について説明致します。所有権移転 件数3件, 筆数5筆, 面積〇〇,〇〇〇.〇〇㎡, 地目は全て畑になります。賃借権 件数1件, 筆数1筆, 面積〇,〇〇〇㎡, 地目は畑になります。合計 件数4件, 筆数6筆, 面積19,459.11㎡, 地目は全て畑になります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)順位1について, 担当調査委員の1番藤田委員からの説明をお願いします。

(1番委員)はい。1番藤田です。議案第2号順位1について説明を致します。去る7月5日, 譲受人, 〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字〇〇, 字〇〇〇〇, 地番〇〇〇〇-〇, 地目畑, 面積〇,〇〇〇㎡です。譲渡人, 住所 〇〇〇〇市〇区〇〇〇町〇〇〇〇番地〇〇, 〇〇〇〇さんです。譲受人, 住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地, 〇〇〇さんです。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受贈です。譲渡人と譲受人の関係は, 〇〇です。場所については, 資料の7ページをお願いします。〇〇〇の〇〇〇の〇を西に向って行きますと〇〇〇〇の〇〇〇に当たります。左手に〇〇さんの〇〇があります。そこを西の方に100m程行きますと畑があります。調査の結果, 労働力, 農業機械は確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議のほど, よろしくお願い致します。

より〇〇〇に抜ける農道がありますがそれを約1km上がり左側約50m入りますと畑があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番上妻です。議案第2号順位4について説明を致します。去る7月2日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇〇、地目畑、面積で〇,〇〇〇㎡です。貸人住所、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇,〇〇〇〇さんです。申請理由は、貸人が経営縮小、借人が経営開始です。賃借料は、〇万円で期間は3年間です。場所については、資料9ページをご覧ください。〇〇〇〇〇を〇〇へ向かいますと右手に〇〇〇〇〇があります。それを30m行きますと左に〇〇〇〇〇があります。そこを800m行きて、右の方に20m行きますと〇〇さん宅があります。その家の前を通りましてその奥が畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第2号、順位1から順位4については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第3条申請について」の所有権移転3件、賃借権1件の順位1から順位4については、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の10ページをお開きください。議案第3号「非農地証明願い」順位1について説明致します。申請人、〇〇〇〇さん、住所、〇〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇です。申請農地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇,〇〇〇㎡、地番〇〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇,〇〇〇㎡、計〇,〇〇〇㎡です。申請理由は、土地登記簿の地目は畑ではありますが、令和3年及び平成20年から耕地として利用せず現況は雑種地となっています。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)議案第3号非農地証明願い順位1については、14番濱脇が説明を致します。

(14番委員)この案件につきましては、先般7月6日午前9時30分より、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇 〇〇〇さん、立会いの下、現地調査を実施致し

ました。場所につきましては、資料の右側の地図をご覧ください。〇〇〇〇〇前の町道向かい側に〇〇さんの〇〇があります。その〇の隣と奥になります。土地登記簿の地目は畑ですが、平成20年及び令和3年から耕地として利用せず現況は雑種地となっておりこの申請となりました。地番〇〇〇〇〇番〇については、隣接する宅地の約1m下に位置しており、取り付け道路が塞がってしまい耕作ができなくなっています。耕作しなくなってから18年及び5年であり、現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明願いについて」は許可することに決定しました。

次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の11ページをお願い致します。承認第1号、農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和8年7月31日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては、件数2件、筆数2筆、変更面積2,339㎡の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数については、10年の合意解約になります。詳細につきましては、資料の13ページ14ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。

次に、日程第7、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の15ページをお願い致します。承認第2号、農用地利用集積等促進計画及び配分計画について説明致します。令和8年7月31日を公告日とする利用権設定、貸借権7件、筆数10筆、面積27,757㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の19ページから30ページに添付してあります。なお、今回の貸借権の7件につきましては、

中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間 3 年 5 年 10 年で配分計画を含んで
おります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第 2 号については、承認すること
にご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号「農用地利用集積等促進計画及び
配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。令和 8 年第 36 回中
種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。